計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - 建物並びに器具及び備品-定額法
- (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金一公益社団法人山形県社会福祉振興会の算定基準により計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び公益社団法人山形県社会福祉 振興会の退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類 (会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式) 当法人ではすべての拠点が社会福祉事業のため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 (会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点(社会福祉事業)

イ まごころ荘拠点(社会福祉事業)

特別養護老人ホームまごころ荘、デイサービスセンターあさぎり、ホームヘルプサービスひまわり、 居宅介護支援センターひまわり

ウ 清流園拠点(社会福祉事業)

障害者支援施設清流園、指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所ステップ、就労支援継続B型事業所アシスト、相談支援事業所サポートセンターあかつき

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	268, 161, 607			268, 161, 607
建物	770, 408, 629		37, 764, 969	732, 643, 660
合計	1, 038, 570, 236		37, 764, 969	1,000,805,267

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし。 円 計 円 該当なし。 円

計算書類に対する注記

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地	268, 161, 607		268, 161, 607
建物	2, 129, 825, 750	1, 397, 182, 090	732, 643, 660
構築物	153, 958, 620	84, 744, 488	69, 214, 132
車輌運搬具	42, 223, 565	40, 971, 411	1, 252, 154
器具及び備品	188, 834, 462	169, 610, 991	19, 223, 471
合計	2, 783, 004, 004	1, 692, 508, 980	1, 090, 495, 024

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の当期末 残高
事業未収金	122, 071, 940		122, 071, 940
合 計	122, 071, 940		122, 071, 940

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
승 計			

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

(単位:円)

												()							
	種類	法人等	住所	資産総額	事業の	議決権	議決権	議決権	議決権	議決権	議決権	関係内容		関係内容		取引の	取引金額	科目	期末残高
		の名称			内容又	の所有	役員の 兼務等	事業上 の関係	内容										
					は職業	割合	兼務等	の関係											
ſ																			

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし。

14. 重要な後発事象

該当なし。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。